

## 助成事業における経費の取り扱いについて

科 目	助成対象となるもの
①諸 謝 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演講師、活動に関わる指導者に対する謝金</li> <li>・ 上限は1日1万円とします</li> </ul>
	助成対象外・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体構成員に対する人件費は諸謝金に含まれません</li> <li>・ 実績が高く著名な講師が事業に必要であり、謝金が上限額を上回る場合、講師選定理由書(様式5)を提出して下さい。講師選定理由書をもって、その金額に対する助成金額を事務局が判断します</li> </ul>
②旅費交通費	助成対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師、または指導者の移動(国内の公共交通機関の実費費用)および宿泊にかかる費用</li> </ul>
	助成対象外・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外渡航に関わる費用はすべて助成対象外になります</li> <li>・ グリーン料金、割増航空賃、国内旅行傷害保険料等については助成対象外</li> <li>・ タクシーの利用については、公共交通機関が利用できない場所及び時間帯等で利用する場合のみ対象とします(領収書を提出いただきます)</li> </ul>
③消耗品費	助成対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象事業で使用する紙、プリンターインク、材料費、衛生用品等、物品の性質上使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないものとし、単価1万円(税込)を上限とします</li> </ul>
	助成対象外・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象事業に必要なものならびに団体が経常的に使用するもの(助成対象事業に必要な分のみが対象となります)</li> <li>・ 事前打ち合わせ時および助成対象事業開催当日のスタッフ等の飲食費用等</li> <li>・ 書籍、DVD、CD等</li> </ul>
④賃 借 料	助成対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業当日に必要な物品や車両(レンタカー)の賃借料および会場使用料を対象とします</li> <li>・ 参加者の移動用で使用するバスの借上げ料</li> <li>・ 滝野自然学園活用型事業の場合は、滝野自然学園の使用料は無料となりますが、寝袋やシーツ等の物品利用については賃借料に含めてください</li> </ul>
	助成対象外・その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスの借用やレンタカーの賃借費用および会場使用料について、団体の自己都合によるキャンセル料は助成対象外となります</li> </ul>

科 目	助成対象となるもの
⑤通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業で必要な郵便料、切手代、はがき代の購入費（領収書で証明できるものに限ります）</li> <li>・事業で必要となる物品移送に関わる経費</li> </ul>
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所等で使用している固定電話回線料</li> <li>・携帯電話の通信料</li> </ul>
⑥広告宣伝費	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、パンフレット等の広告物の製作費や印刷費、外注製作費</li> <li>・新聞折り込み料、広告掲載料等</li> <li>※印刷物や広告には、「シンボルマーク」と「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 令和6年度こども基金さっぽろスマイルキッズ 助成事業」の両方を明記し、事務局の事前確認を受けてください</li> </ul>
	助成対象外・その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体のホームページ掲載に関わる経費（助成対象事業をPRするためだけに作成したWEB広告作成費用等は対象となります）</li> <li>・スタッフ自身が請負う業務に関わる経費</li> <li>・スタッフが所属する団体や、スタッフ個人に依頼する場合</li> </ul>
⑦役 務 費	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台設営や機材設置及び運営に係る費用、会場警備費等</li> <li>・個人所有でない楽器類の調律費</li> </ul>
	助成対象外・その他
⑧保 険 料	助成対象となるもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業における参加者および行事にかかる傷害保険料やイベント保険料などで、団体構成員が加入する保険は、対人・対物の損害賠償保険が対象になるものに限ります</li> </ul>
	助成対象外・その他
⑩そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の保険はすべて対象外になります</li> <li>・<b>助成事業実施中の怪我、事故については一切の責任負いかねますので、必ず傷害保険等に加入していただきますようお願いいたします。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目になく事業で必要となる経費は、事前審査が必要となりますので、事務局へ相談してください</li> </ul>

### 【注意事項】

※科目間の流用は出来ませんのであらかじめご了承ください。

（例）当初、諸謝金として1万円を申請していたが、実際にかかった費用が5千円だったので、残りの5千円を消耗品費として計上する。

※各科目、事前に申請していただいた金額の範囲内での助成金交付となります。

※助成事業として採択された後、**予算の変更がある場合は、助成事業実施予定日の2週間前までに計画変更承認申請書を提出ください。**助成事業実施予定日の2週間前をすでに経過している場合、事業実施後の予算変更は出来兼ねますので予めご了承ください。